

国税組織の実務経験者が説く

弁護士として気付きたい 法律相談事案の 隠れた税務問題



山下 眞弘 堀田 善之 編著
向笠 太郎 川畑 大 安田 雄飛 井村 旭 著

【体裁】A5判／364頁
【定価】3,960円（本体：3,600円＋税10%）

本書の特徴

01

弁護士が実際によく相談される事案を切り口として、国税組織(国税局・国税不服審判所)における実務経験が豊富な弁護士が、関連する**税法、通達、裁判例**をもとに解説。

02

弁護士業務で**課税が問題となる場面**について、特に**弁護士が陥りやすい点**をピックアップ。



03

自身の案件に隠れている税務問題に気付くことができ、この1冊で税務も踏まえた**スムーズな法律相談業務**につなげられる。

目次〔抜粋〕

第1編 民法編

- 第1章 売買契約と税務
- 第2章 交換契約と税務
- 第3章 賃貸借契約と税務
- 第4章 消費貸借契約と税務
- 第5章 損害賠償請求・和解と税務
- 第6章 離婚による財産分与と課税関係
- 第7章 相続の限定承認・放棄と課税関係
- 第8章 遺産分割協議と税務
- 第9章 家族法と第二次納税義務

第2編 会社法編

- 第10章 株式譲渡契約と税務
- 第11章 組織再編税制
- 第12章 租税回避行為の否認—組織再編成に係る行為計算否認規定を中心に

第3編 税法編

- 第13章 弁護士の報酬、経費にまつわる税務
- 第14章 実質的所得者課税の原則
- 第15章 法人税における益金・損金の計上時期
- 第16章 消費税法の適用に関する助言
- 第17章 共通ポイントに関する消費税
- 第18章 相続税法22条の時価
- 第19章 租税回避目的の借入れによる不動産取得と評価通達
- 第20章 重加算税の賦課要件—隠蔽・仮装
- 第21章 重加算税の賦課要件—「納税者」要件
- 第22章 納税者の権利救済手段



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

本章の概要

本章では、典型契約の代表格である売買契約に関わる課税関係について解説する。

まず、資産を譲渡した場合の譲渡所得について解説する。そのうえで、売買契約において、当事者にとって予期しない課税関係が生じる場面である低額譲渡や高額譲渡について解説する。このような租税法に特有の概念である「みなし譲渡課税」が関係する場面は、契約実務に携わる弁護士にとっても「落とし穴」となる可能性があるため、まさに法律相談に隠れた税務問題といえる。

最後に、租税法上、課税庁との間で争いになることが多い「時価」についての考え方を解説する。「時価」の考え方を理解すると、税務が関係する場面だけでなく、普段の弁護士業務でも役に立つ場面が多い。

1 不動産の譲渡と課税関係

設例1

A（個人）は、自らがより譲渡した。この場合、

（1）売買契約によって生じる

まず、個人が売買契約によって対して譲渡所得が課税される。ここで注意したいのが、資産に譲渡所得が課税されるわけ有していた間に生じた資産の譲渡で課税するものであるから、という場合にはじめて譲渡所得以下、譲渡所得の課税関係

（2）譲渡所得とは

所得税法33条1項は、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう旨規定している。

そして、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益（キャピタル・ゲイン）を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨であると考えられている（清算課税説。最判昭和47年12月26日民集26巻10号2083頁〔21041120〕、最判昭和50年5月27日民集29巻5号641頁〔21050440〕参照）。

すなわち、譲渡所得とは、何かを売って儲けたことに対して課税するというものではなく、資産を保有していた間に年々蓄積された資産の増加益が所有者の支配を離れる機会に一挙に実現したものであるとして課税するものである。

ここから導かれる結論として、値上がり益のあるものは、譲渡所得の起因となる「資産」に該当し得ることとなる。また、譲渡所得は、資産を手放した時にその増加益が実現したものであるから、譲渡の原因となる法律行為が有償であるか無償であるかを問わない。

本章の概要

お店で商品を購入した際に、購入代金に応じたポイントの付与を受け、これを次回以降の買い物において使用することができるというサービスは、私たちの日常生活において当たり前になっている。このようなポイントサービスは、現在では、そのポイントを発行した事業者の下のみで当該ポイントが使用できるといったもののみではなく、ポイントを発行した事業者以外の事業者の下でも、当該ポイントを利用できるというものも増加しており、このようなポイントは共通ポイントと呼ばれる。

共通ポイントは、関係当事者が複数登場すること等に起因してその課税関係も複雑になるが、その分析に際しては、私法上の法律関係の視点を持つことが有益である。

設例

ECサイト「Xマーケット」を運営する企業であるXは、消費者のXマーケットでの買い物額に応じて「Xポイント」と呼ばれるポイントが付与していた。付与されたXポイントは、次回以降のXマーケットでの買い物の際に、「1 Xポイント＝1円」で利用できるといったものである。今般、Xは、Xマーケットの知名度向上・新規顧客獲得等を目指し、Xポイントの利用範囲を拡大する取組みをスタートさせることにした。すなわち、これまでXポイントが利用できるのはXマーケットでの買い物のみであったが、Yが運営するコンビニエンスストア「Yマーケット」においてもXポイントを「1 Xポイント＝1円」で利用可能とすることを内容とした業務提携を、XはYとの間で行うことになった。Xポイントを保有する消費者が、Yマーケットでの買い物の際にXポイントを利用した場合には、当該利用したXポイントのポイント数と同額の金銭を、XはYに支払うことが予定されている。

Xの顧問弁護士である甲は、XとYとの間の業務提携に係る契約の作成を依頼されたが、当該契約書の作成の際して、消費税法の観点から留意すべき事項は何かあるだろうか。

1 ポイントサービスの整理

私たちの日常において、設例で登場する「Xポイント」のようなポイントサービスは、身近なものとなっている。

古典的なポイントサービスとしては、小売店におけるスタンプカードのように、当該小売店で発行されたスタンプカードに、買い物ごとにスタンプを押印してもらい、スタンプカード上のスタンプ欄が満たされた場合、次の買い物時に一定のポイント還元を受けられるというものがあるが、近年では、物理的なスタンプカードではなく、電子的なポイントが付与されることも多い。このように、発行されたスタンプカード又はポイントを、当該発行を行った事業者における買い物等においてのみでしか使用できない場合、そのポイント等は、課税実務上、「自己発行ポイント等」と呼ばれる（法基通2-1-1の7参照）。

他方で、現在のポイントサービスは、上記のような自己発行ポイント等の類型に属するもののみではなく、ポイントを発行した事業者以外の事業者の下でも、当該ポイントを利用できるというものも増加しており、こういったポイントは、課税実務上、「共通ポイント」と呼ばれている（国税庁タックスアンサーNo.6480具体例（注3）参照）。

設例における「Xポイント」も、従来は自己発行ポイント等として発行されていたが、このたび、Yと業務提携をすることで、共通ポイントへの移行を目指すとしていると整理されることになる。

自己発行ポイント等と共通ポイントとの最大の違いは、自己発行ポイント等は、基本的に、その法律関係がポイント発行事業者（設例のX）及び消費者の二者間で完結するが、共通ポイントでは、少なくとも、ポイント発行事業者（設例のX）、ポイント利用先事業者（設例のY）、及び消費者の三者間になる（また、ポイント利用先事業者が増加した場合にはその分だけ関係当事者の数も増えるとともに、ポイントサービスの運営を専門で担う事業者が別途登場することも考えられる。さらに、個々のポイント利用先事業者と個別に業務提携（又は加盟店契約）を行うのではなく、他の共通ポイントを発行する事業者との間で包括的な業務提携を行うことで、ポイントの利用範囲を増やすという方法等も想定され、共通ポイントの法律関係には複数のバリ

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キ リ ト リ 線

申込書〈第一法規刊〉		
書 名	価 格	部 数
国税組織の実務経験者が説く 弁護士として気付きたい 法律相談実務の隠れた税務問題 [010165]	定価 3,960円（本体 3,600円＋税10%）	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
（いずれかを✓で選択ください。） ☐ 代金引換により支払います。 ☐ 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円（税込） 3万円以下の場合、440円（税込） 10万円以下の場合、660円（税込）	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒	—
ご住所	
事務所名	☐ 公用 ☐ 私用
フリガナ	TEL — —
ご氏名	E-mail @
様	様

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（<https://www.daiichihokki.co.jp/support/contact/contact.php>）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印